

人権方針

1. 基本的な考え方

当企業グループは、道路建設機械事業を通じて、世界の国土開発という社会事業に貢献することを経営の基本方針としております。この基本方針のもと、人権尊重に向けた取組を通じて、持続可能な社会の実現へ貢献してまいります。

2. 尊重する人権

当企業グループは、国際的な人権基準として、「国際人権章典^(注1)」および「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言^(注2)」を尊重します。

3. 適用範囲

当企業グループは、本人権方針を当企業グループのすべての役員及び従業員に適用します。また、サプライチェーンにおける関係先に対しても、人権を尊重し、侵害しないことを求めています。

4. 人権尊重の取組

当企業グループは、すべての事業活動において人権を尊重します。当企業グループが、人権侵害に関与していることが明らかになった場合、速やかにその是正に取り組みます。また、サプライチェーンの関係先において、人権侵害が発生していることが明らかになった場合には、関係者と対話を行うとともに、適切に対応します。

(注1) 「世界人権宣言」及びこれを条約化した「市民的、政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約」の総称。

(注2) 「結社の自由及び団体交渉権の承認」「強制労働の廃止」「児童労働の撤廃」「雇用及び職業における差別の排除」「安全で健康的な労働環境」を労働に関する最低限の基準として定めたもの。

以上